

外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律施行令案要綱

第一 指定試験機関の指定に関する手続について定めること。(第一条関係)

第二 指定試験機関は、事業報告書等を作成し、都道府県知事に提出しなければならないこととする。

(第二条関係)

第三 指定試験機関は、帳簿を備え、保存しなければならないこととする。(第三条関係)

第四 指定試験機関は、都道府県知事の許可を受けなければ、試験事務を休廃止してはならないこととする。
こと。(第四条関係)

第五 指定の取消し等の事由について定めること。(第五条関係)

第六 指定等に条件を付し、及び変更することができることとする。(第六条関係)

第七 都道府県知事は、指定試験機関が試験事務を休止した場合等において、試験事務を自ら行うこととする。
こと。(第七条関係)

第八 この政令は、平成十八年四月一日から施行するものとする。(附則第一条関係)

第九 関係政令の改正を行うこと。(附則第二条から第五条まで関係)